

塩釜地区水道事業連絡協議会主催

令和元年度
給水装置工事事業者講習会

塩竈市、多賀城市、
松島町、七ヶ浜町、利府町

水道法改正に伴う 指定給水装置工事事業者の 更新制について

水道を取り巻く状況(厚生労働省HPより)

現状と課題

我が国の水道は、**97.9%の普及率※1**「安全でおいしい水」を達成。

一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に小規模事業者ほど深刻な状況にある。

①人口減少に伴う水需要の減少

- ・約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)※2
- ・水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少※3

水道を取り巻く状況(厚生労働省HPより)

現状と課題

②水道施設の老朽化等

- すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。
- 耐震適合率は37.2%にとどまり※4、大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- 施設の稼働率は年々低下している。(S40年度約100% → H26年度約70%※5)

③職員数の減少

- 組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の3割減※6
- 特に中小規模の事業体において、職員の高齢化も進行。

水道を取り巻く状況(厚生労働省HPより)

④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

- ・約3割の水道事業体において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)※7。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題

※1 H27年度(厚生労働省)

※2 国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(H24年1月推計))

※3 日本の将来推計人口と上水道普及率(H26実績)をもとに給水人口を算出し
有収水量ベースで厚生労働省が推計

※4 基幹管路。H27年度全国平均(厚生労働省)

※5 S40年度、H26年度(水道統計)

※6 H26年度(水道統計)

※7 総務省平成27年度地方公営企業年鑑



水道法の一部を改正する法律の内容

水道法の一部を改正する法律の概要

改正の概要(厚生労働省HPより)

1. 関係者の責務の明確化
2. 広域連携の推進
3. 適切な資産管理の推進
4. 官民連携の推進

水道法の一部を改正する法律の概要

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

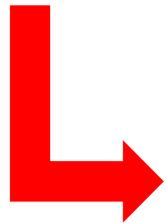
更新制導入の目的

現在の制度

給水装置工事事業者（以下「指定事業者」）の
指定のみ定義付け



指定に有効期限がないため、廃止届の提出
が無いと半永久的に指定されている現状



指定事業者の実態を把握することが困難
お客さまサービスの低下が懸念

更新制導入の目的

指定事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行された。

指定の有効期限が従来の無期限から5年間となる。

※旧制度で指定を受けている指定事業者の方々は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なる。

更新制導入の目的

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

指定更新の要件

指定の要件については、
これまで通り(新規指定と同様)、**水道法**
第25条の2 及び 第25条の3
に基づくものとなる。

法25条の2…「指定の申請」について記載
法25条の3…「指定の基準」について記載

水道法(抜粋)

(指定の申請)

第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事業の事業者の申請により行う。

2 第十六条の二第一項の**指定を受けようとする者は**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した**申請書を水道事業者に提出しなければならない**。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

水道法(抜粋)

- 一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

指定更新の要件(基準)

指定の3要件

- ①事業所ごとに給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称・性能・数量
- ③(役員を含め)水道法第25条の3に規定する欠格要件に該当しない者

指定更新の要件(基準)

様式については、新規と同様の様式を使用する予定。

【指定更新時必要な書類】

- 指定申請書及び誓約書
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- 選任する給水装置工事主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等の写し）

更新時に確認を行う4項目

- ①水道事業者等が開催する指定事業者を対象とした講習会の受講実績
- ②指定事業者の業務内容
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

① 講習会の受講実績

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、
および利府町の2市3町で共同開催する指
定事業者を対象にした講習会の受講実績
について確認をおこなう。

② 指定事業者の業務内容

確認する業務内容

① 営業時間

(営業時間・修繕対応時間・休業日)

② 漏水修繕等への対応状況

(屋内給水装置の修繕・埋設部・その他)

③ 対応工事等の状況

(分岐～メーター・メーター～宅内)

② 指定事業者の業務内容

ホームページ等への掲載の可否

更新の手続きを行う際、指定事業者に対し、各項目の様式に、需要者への情報提供に対する内容の公表について、掲載することへの可否を確認し、掲載を求めないとされた場合にホームページ等への掲載は行わない。

③ 主任技術者への研修の状況

給水装置工事主任技術者等に対する研修機会の確保

指定事業者は、給水装置工事主任技術者等の技術力の向上を図るため、施工技術等の習得を行える研修の機会を適時確保することが必要とされている。

給水装置工事に主に従事する者の研修会の受講状況の確認

過去5年以内に、指定事業者が選任している「給水装置工事主任技術者」及び「その他の給水装置工事に従事する者」の研修受講状況を確認する。

③ 主任技術者への研修の状況

確認の対象とする研修

(指定事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドラインより)

研修の受講の確認に当たっては、外部機関による外部研修や、事業所内訓練等の自社内研修について実施の有無を確認する。

現時点で想定される外部研修としては、研修内容の充実を図っている(公財)給水工事技術振興財団が実施しているeラーニング研修・現地研修会がある。

外部研修であれば受講修了証など受講の事実を証明する書類により確認を行い、自社内研修は証明が困難なため、様式例への記入にて確認を行う。

③ 主任技術者への研修の状況

研修に含まれるべき事項

以下の事項が含まれていることなど、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容であることを確認する。

- ① 水道法(給水装置関連)
 - 給水装置工事主任技術者の職務と役割
 - 給水装置の構造及び材質
- ② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ③ 給水装置の事故事例と対策技術
- ④ 給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

③ 主任技術者への研修の状況

参考

平成20年3月21日 健水発第0321001号

厚生労働省健康局水道課長 通知

給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について

1. (略)

2. 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

給水装置工事主任技術者をはじめ給水装置工事に従事する者の技術力の低下を懸念する指摘がみられることから、給水装置工事主任技術者等の給水装置の施行技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者において、水道法第25条の8及び同法施行規則第36条第4号の規定に従い、給水装置工事主任技術者等が進展した施行技術等の習得を行える研修の機会が適時確保されることが必要である。

③ 主任技術者への研修の状況

参考

水道事業者においては、指定給水装置工事事業者が外部機関の研修会への参加等による給水装置工事主任技術者等の研修の機会を適切に確保するよう、助言、指導に努められたいこと。こうした研修に含まれるべき内容としては、次の事項が挙げられる。

- (1)給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- (2)給水装置の事故事例と対策技術
- (3)給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
- (4)給水装置工事主任技術者の職務と役割

3. ～6. (略)

④ 技能を有する者の従事状況

適切に作業を行うことができる技能を有する者の基準と役割

水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条第2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」について、次の作業に**必要な技能を有しているか否か**を確認する。

水道法(抜粋)

(事業の基準)

第二十五条の八 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

水道法施行規則(抜粋)

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

水道法施行規則(抜粋)

- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

④ 技能を有する者の従事状況

適切に作業を行うことができる技能を有する者の基準

- ①配水管への分水栓の取付け作業ができる。
- ②配水管からのせん孔作業ができる。
- ③給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業ができる。
- ④当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業ができる。
- ⑤配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施できる。

④ 技能を有する者の従事状況

配管技能を有する者の過去1年間の配置実績の確認

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させる。

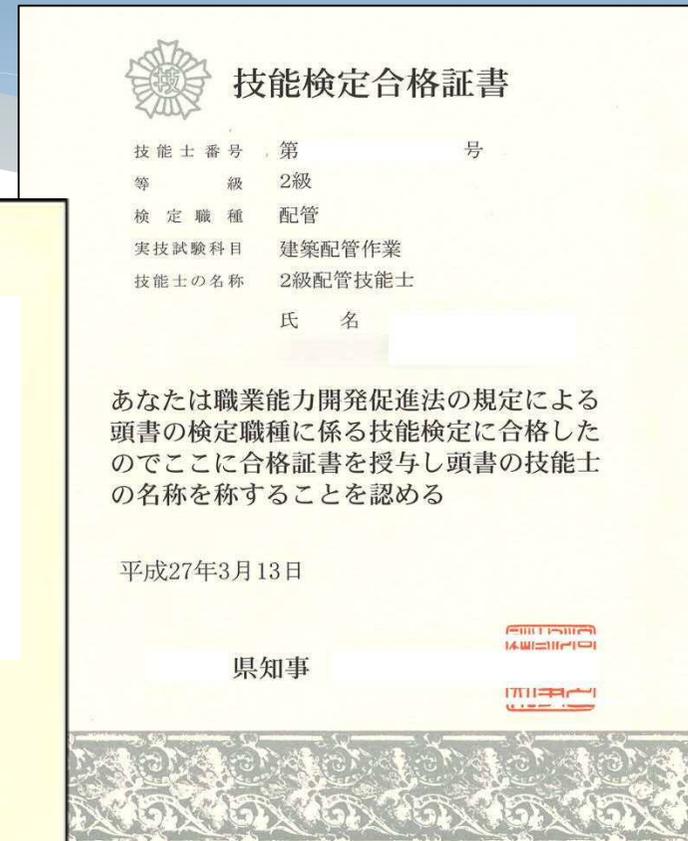
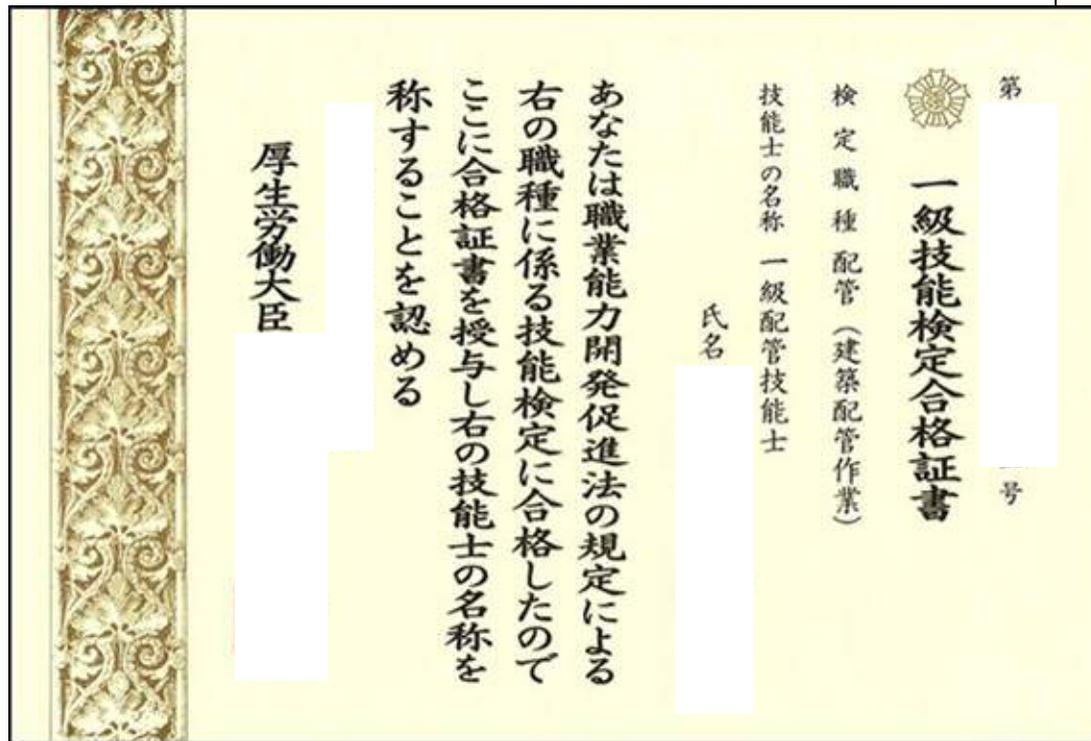
④ 技能を有する者の従事状況

保有している資格とは・・・

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ （公財）給水工事技術振興財団が実施する、配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

④ 技能を有する者の従事状況

保有している資格とは・・・



①国家資格(1級配管工)

①国家資格(2級配管工)

④ 技能を有する者の従事状況

③ (公財)給水工事技術振興財団発行技能者証

給水装置工事配管技能検定合格者証

合格証書番号 第 12345 号
氏 名 給 水 太 郎
生 年 月 日 昭和29年7月23日
更 新 期 日 平成34年4月30日

公益財団法人給水工事技術振興財団理事長印

検定コース名	給 水 管 種			取得年月日
全国標準	PP	VP	SGP V	H24.3.30

平成 28 年度以前の検定合格者証は、こちらの書式になります。

給水装置工事配管技能者証

技能者番号 第 号
氏 名 給 水 太 郎
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日
発 行 年 月 平成〇年〇月〇日
有 効 期 限 平成〇年〇月〇日

公益財団法人給水工事技術振興財団理事長印

検定コース名	給 水 管 種			取得年月日

平成 29 年度の検定合格者証及び平成 28 年度以前の資格保有者が更新・再発行された場合については、こちらの書式になります。



**2市3町（塩竈市、多賀城市、
松島町、七ヶ浜町、利府町）
としての具体的な取り組み
について**

～有効期限～

初回の更新については、有効期限が次のように設定され、現在の指定事業者を5か年に分けて更新をしていく。

更新制導入の目的

再掲

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

2市3町の対応

～更新時の対応～

各水道事業者の更新の受付期間については、有効期間の範囲内で、別途指定させていただく。

詳細が決定次第、窓口、ホームページ、DM等で案内する。

※更新の手続き方法や申請書類の提出時期などは、各水道事業者ごとに異なります。他の水道事業者からも指定を受けている場合は、指定を受けた水道事業者にご確認ください。

※更新申請受付期間内に手続きが出来ずに期間を経過した場合でも、法令で定めた有効期間を超過していなければ、指定の失効対象とはならないので、後日申請を受付けます。

2市3町の対応

～更新時の対応～

- ・新規と同様に、事務手数料を徴収する。
- ・指定の更新時に係る手数料は7,000円

注意点

- ☞あて先不明などで各水道事業所に返送されたDMについては、再送付などの対応はしないので、所在地等が変更になった時は適切に指定事項変更届出書等を提出する。

更新の流れ

① 必要書類の準備

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・会社の定款の写し
- ・給水装置工事主任技術者免状の写し



更新の流れ

② 更新時に確認する項目書類の準備

- 講習会受講実績及び業務内容等の確認書
- 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認書
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認書

③ 書類が揃ったら窓口に提出

④ 更新手数料の支払い

⑤ 指定給水装置工事事業者証の発行

注意事項

事業所ごとに届出内容に 変更があった時

- ①指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
(水道法施行規則第34条)

当該変更のあつた日から**三十日以内**に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

- ②給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
(水道法施行規則第21条)

当該事由が発生した日から**二週間以内**に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

が**別途必要**となる。

水道法施行規則(抜粋)

(変更の届出)

第三十四条 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法人にあつては、役員の名
- 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

水道法施行規則(抜粋)

(給水装置工事主任技術者の選任)

第二十一条 指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

～最後に～

水道法改正により、指定事業者の皆さまには更新の手続き等でお手数をおかけしますが、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細が決まり次第、各水道事業者の窓口、ホームページ、DM等でご案内します。



ご清聴ありがとうございました。